

平成29年3月

各 位

北九州市 技術監理局

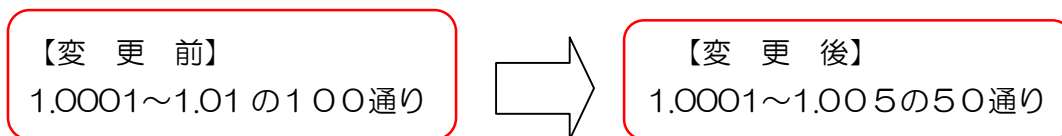
ランダム係数処理の変更について

本市では、建設工事における「最低制限価格」及び「低入札価格調査基準価格」の設定にあたり、ランダム係数処理を行っていますが、下記の変更につき、平成29年4月1日から試行実施することとしましたので、お知らせします。

記

1. 変更内容

(1) ランダム係数の発生範囲(変動幅)を1/2に縮小します。



(2) 総合評価落札方式適用時にはランダム係数を不採用とします。

2. 実施時期

平成29年4月1日以降に公告又は指名通知する案件から試行実施します。

■最低制限価格制度

最低制限価格を下回る金額を提示した入札参加者を一律失格とすることにより、工事の適正な履行を確保することを目的とした制度です。

■低入札価格調査制度

本市では、政府調達協定の適用を受ける工事(予定価格24億7,000万円以上)について低入札価格調査制度を適用しています。調査基準価格を下回る金額で入札を行ったものについて調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれのある場合には、当該入札者を落札者とししない制度です。

■ランダム係数処理

「最低制限価格」及び「低入札価格調査基準価格」の基礎となる額に電子入札システムにより一定の範囲で無作為に発生させた値を乗じるものです。

【問い合わせ先】

制度の内容について：技術監理局契約制度課 (Tel 582-2545)

個別の案件について：技術監理局契約課 (Tel 582-2256)